

人・農地プラン

➤ “人・農地プラン”とは？

現在、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、多くの地域が“人と農地の問題”を抱えています。そういった問題が年々深刻化している中、持続的な力強い農業を実現するためには、地域におけるそれらの問題を根本から解決していく必要があります。

「人・農地プラン」とは、そういった問題を解決するため、地域で話し合い、今後どのように中心となる就農者を増やしていくか、どのように農業者へ農地を集めていくかなど、将来の地域農業のあり方を定めるものです。

そこで、国は、「人・農地プラン」を作成した地域に対し様々な支援を行う新事業を平成24年度からスタートさせることとなりました。

農業振興地域のあるすべての市町村が「人・農地プラン」を作成することとなり、それに伴い新島村でも「未来の設計図」として計画を作成します。その計画に位置付けられることにより、農林水産省による下記のような支援を受けられるようになるため、希望される方は担当課にご相談ください。

➤ 人・農地プランにおけるメリットとは？

① 青年就農給付金（経営開始型）

150万円／年（最長5年間）

農業を始めて間もない方へ、生活の安定を応援する給付金

（就農後の総所得（本給付金以外）によって給付額も変わります）

【給付要件】

- 原則として **45歳未満**で独立・自営就農する方
※ 親元就農であっても、給付対象となる場合もあります。
- 新島村の「人・農地プラン」に位置付けられている方

② スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

申請してすぐに給付が受けられるわけではありません。

給付該当者をプランの名簿に載せる許可申請から始まり、プラン作成等、様々な手続きに時間がかかりますので、余裕をもって、まずは担当課にご相談ください。

お問い合わせ

産業観光課 農林水産係
(農業委員会事務局)

04992-5-0284